

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的にを行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。 (15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。 (16) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社 	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考として「保守基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p style="margin-left: 20px;">b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p style="margin-left: 20px;">c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b プロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p style="margin-left: 20px;">d プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p style="margin-left: 20px;">e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p> <p style="margin-left: 20px;">g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">h 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決するこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> とを含む。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮した効果的な取組みを通じて、次に掲げる状態を目指していることをいう。</p> <p>a 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>保安に関する組織は、4.1(1)に従い品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、記録は適正※に作成する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（規定文書、業務要領、手順書、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>(4) 第131条表131-3に示す、品管規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> ※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マニュアル（要則） 品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 品質マニュアル（基準） 「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">b 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p style="margin-left: 20px;">d 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p style="margin-left: 20px;">e プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p style="margin-left: 20px;">b 文書の保安に関する組織外への流出等の防止</p> <p style="margin-left: 20px;">c 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては4.2.3(2)aと同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 4.2.3(2)a、bに基づく審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に示す保安に関する組織を構成する組織の最小単位をいう。以下、同じ。）の要員を参画させる。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p style="margin-left: 20px;">e 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p style="margin-left: 20px;">f 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p style="margin-left: 20px;">g 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">h 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、4.2.4(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保するようにする。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにする。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させるようにする。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。この、品質目標を達成するための計画には、次に掲げる事項を含む。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 実施事項</p> <p style="margin-left: 20px;">b 必要な資源</p> <p style="margin-left: 20px;">c 責任者</p> <p style="margin-left: 20px;">d 実施事項の完了時期</p> <p style="margin-left: 20px;">e 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果。この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</p> <p style="margin-left: 20px;">b 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p style="margin-left: 20px;">c 資源の利用可能性</p> <p style="margin-left: 20px;">d 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 d 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条に示す保安に関する組織を構成する各部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e 関係法令を遵守する。 <p>(2) 管理者は、5.5.3(1)で与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、次の委員会の設置を含め、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電安全委員会 (2) 玄海原子力発電所安全運営委員会 (3) 原子力品質保証委員会 (4) 玄海原子力発電所品質保証委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p style="margin-left: 20px;">b 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p style="margin-left: 20px;">c 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p style="margin-left: 20px;">d 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p style="margin-left: 20px;">e 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、5.6.3(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>保安に関する組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行う。</p> <p>a 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</p> <p>c 6.2(2)bに基づく措置の実効性を評価する。</p> <p>d 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性</p> <p>e 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する（4.1(2)cの事項を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.1(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果。この起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。</p> <p>(a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</p> <p>(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <ul style="list-style-type: none"> b 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 <p>(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に関する組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 (2) 関係法令 (3) 7.2.1(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に関する組織が必要とする要求事項 <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該個別業務等要求事項が定められている。 b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。 c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。 (3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。この設計開発には設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)cの事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 <p>(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.1(1)に基づき策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機能及び性能に係る要求事項 b 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c 関係法令 d その他設計開発に必要な要求事項 <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。 b 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。 c 合否判定基準を含むものである。 d 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。この検証には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.3.5(1)に基づく検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に7.3.5(1)に基づく検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。この設計開発妥当性確認には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づく審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づく審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<h1 style="font-size: 2em;">新規作成</h1>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.4.1(3)に基づく評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 e 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>保安に関する組織は、個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</p> <p style="margin-left: 20px;">b 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p> <p>(5) 8.2.3に基づく監視測定を実施している。</p> <p>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p style="margin-left: 20px;">b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p style="margin-left: 20px;">c 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・ 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 保安に関する組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.6(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 所要の調整がなされている。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p style="margin-left: 20px;">e 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.6(4)に示す不適合が判明した場合において、当該監視測定のための設備及び7.6(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が8.1(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.1(1)に基づく意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う監査部門により内部監査を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p style="margin-left: 20px;">b 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、8.2.2(7)に基づく通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合うように次の事項を含む方法により、これを行う。この監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 監視測定の実施時期</p> <p style="margin-left: 20px;">b 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(3) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、8.2.3(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。この記録には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等における独立性については、8.2.4(5)を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、8.3(3)a に基づく措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニューシアへ登録・公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.4(1)に基づくデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p style="margin-left: 20px;">b 個別業務等要求事項への適合性</p> <p style="margin-left: 20px;">c 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p style="margin-left: 20px;">d 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに、技術的、人的及び組織的側面等を考慮することを含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点がある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p style="margin-left: 20px;">b 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <ul style="list-style-type: none"> c 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。 d 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を確立し、実施する。 g 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.2(1)に掲げる事項について「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に、根本原因分析に係る要求事項を「根本原因分析実施基準」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.3(1)に掲げる事項について「未然防止処置基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<h2>新規作成</h2>	<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>別図1 保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図</p> <p>1次文書</p> <p>原子炉施設保安規定 (原発本則 第10号)</p> <p>社長承認文書 (安全・品質保証部門) 品質マニュアル (要則) (原発本則 第116号)</p> <p>(安全・品質保証部門) 品質マニュアル (基準) (原発本則 第209号)</p> <p>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (原子力総括部門) (原発本則 第241号)</p> <p>原子力安全文化醸成活動管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第231号)</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第213号)</p> <p>不適合管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第216号)</p> <p>改善措置活動管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第251号)</p> <p>教育訓練基準 (原子力管理部門) (原発本則 第216号)</p> <p>設計・調達管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第214号)</p> <p>試験・検査基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第215号)</p> <p>異常時通報連絡処置基準 (原子力管理部門) (原発本則 第212号)</p> <p>非常事態対策基準 (原子力管理部門) (原発本則 第205号)</p> <p>安全委員会運営基準 (原子力管理部門) (原発本則 第204号)</p> <p>評価改善活動管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第220号)</p> <p>品質保証委員会運営基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第203号)</p> <p>未然防止処置基準 (原子力管理部門) (原発本則 第211号)</p> <p>根本原因分析実施基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第230号)</p> <p>施設管理基準 (原子力管理部門) (原発本則 第233号)</p> <p>原子炉施設の稼働に係る試験基準 (原子力管理部門) (原発本則 第234号)</p> <p>燃料技術基準 (原子力技術部門) (原発本則 第235号)</p> <p>カルデラ火山モニタリング対応基準 (原子力土木建築部門) (主則 第2号)</p> <p>カルデラ火山モニタリング対応停止基準 (原子力管理部門) (原発本則 第242号)</p> <p>原子力発電所土木建築設備保守基準 (原子力土木建築部門) (主則 第1号)</p> <p>返還廃棄物管理基準 (原子力技術部門) (原発本則 第226号)</p> <p>社長承認文書 発電所主任技師の保安監督に関する基準 (原子力管理部門) (原発本則 第229号)</p> <p>社長承認文書 マネジメントレビュー管理基準 (安全・品質保証部門) (原発本則 第219号)</p> <p>原子力内部監査要則 (原子力監査室) (原発本則 第1号)</p> <p>*() は担当箇所</p> <p>(安全品質保証統括室) 品質マニュアル (基準) (玄海原則 第30号)</p> <p>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (総務課)</p> <p>原子力安全文化醸成活動管理基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (技術第二課)</p> <p>不適合管理基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>改善措置活動管理基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>教育訓練基準 (原子力訓練センター)</p> <p>設計・調達管理基準 (設備管理課・保修第二課)</p> <p>試験・検査基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>異常時通報連絡処置基準 (技術第二課)</p> <p>非常事態対策基準 (防災課)</p> <p>安全運営委員会運営基準 (技術第二課)</p> <p>評価改善活動管理基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>品質保証委員会運営基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>未然防止処置基準 (廃止措置運営課)</p> <p>技術基準 (廃止措置運営課・技術第二課)</p> <p>運転基準 (プラント管理課・発電第二課)</p> <p>燃料管理基準 (廃止措置運営課・技術第二課)</p> <p>放射線管理基準 (廃止措置安全課・安全管理第二課)</p> <p>化学管理基準 (廃止措置安全課・安全管理第二課)</p> <p>保修基準 (設備管理課・保修第二課)</p> <p>土木建築基準 (土木建築課)</p> <p>停止時保安管理基準 (技術第二課)</p> <p>防護基準 (防護管理課)</p> <p>根本原因分析実施基準 (安全品質保証統括室)</p> <p>火災防護計画 (基準) (防災課)</p> <p>ボイラー・タービン及び電気主任技師の保安監督に関する基準 (技術第二課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

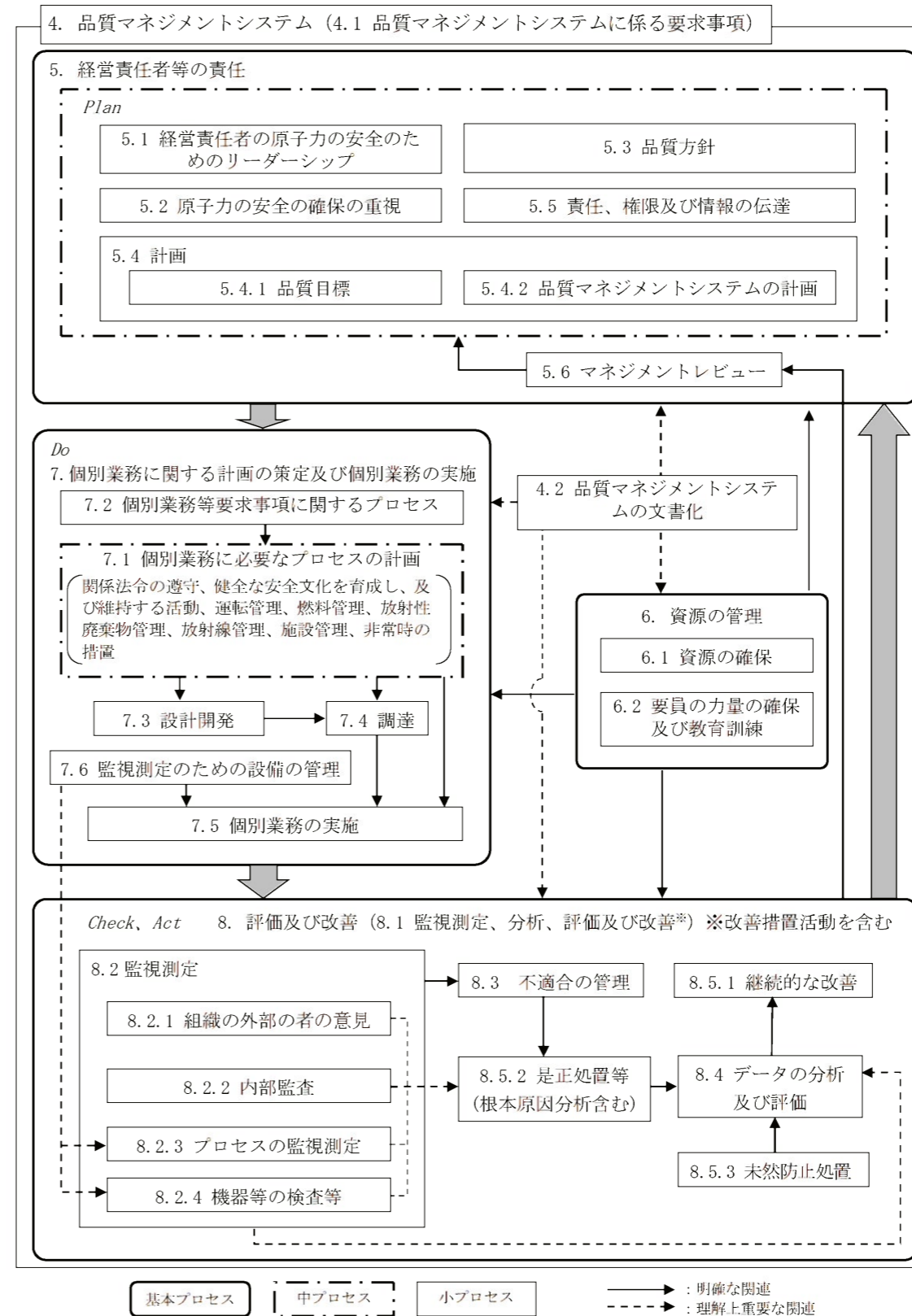
変更後

備考

新規作成

<附則第4項 従前の例>

別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係



- ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
- ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

新規作成

<附則第4項 従前の例>

別表1 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表

要求事項	文書名	
	1次文書	2次文書
4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	—	—
4.2.1 一般	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.2 品質マニュアル	—	—
4.2.3 文書の管理	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
4.2.4 記録の管理	—	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	—	—
5.2 原子力の安全の確保の重視	—	—
5.3 品質方針	—	マネジメントレビュー管理基準
5.4.1 品質目標	—	評価改善活動管理基準
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—	別表1の文書全て
5.5.1 責任及び権限	—	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準
5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	—	—
5.5.3 管理者	—	—
5.5.4 組織の内部の情報の伝達	—	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、品質保証委員会運営基準
5.6.1 一般	—	マネジメントレビュー管理基準
5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	—	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準
5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	—	マネジメントレビュー管理基準
6.1 資源の確保	—	教育訓練基準、放射線管理基準、保修基準、土木建築基準、火災防護計画（基準）
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	—	教育訓練基準
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、返還廃棄物管理基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、原子力発電所土木建築設備保守基準
7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
7.2.2 個別業務等要求事項の審査	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する文書及び記録の管理基準
7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	品質マニュアル（要則）	評価改善活動管理基準
7.3 設計開発	品質マニュアル（要則）	設計・調達管理基準
7.4 調達	品質マニュアル（要則）	設計・調達管理基準
7.5.1 個別業務の管理	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、返還廃棄物管理基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、原子力発電所土木建築設備保守基準
7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、返還廃棄物管理基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準
7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	品質マニュアル（要則）	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、防護基準、火災防護計画（基準）、施設管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、返還廃棄物管理基準、カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、原子力発電所土木建築設備保守基準
7.5.4 組織の外部の者の物品	品質マニュアル（要則）	—
7.5.5 調達物品の管理	品質マニュアル（要則）	保修基準
7.6 監視測定のための設備の管理	品質マニュアル（要則）	運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、
8.1 監視測定、分析、評価及び改善	品質マニュアル（要則）	改善措置活動管理基準 ^{※2}
8.2.1 組織の外部の者の意見	品質マニュアル（要則）	評価改善活動管理基準
8.2.2 内部監査	品質マニュアル（要則）	原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準
8.2.3 プロセスの監視測定	品質マニュアル（要則）	評価改善活動管理基準
8.2.4 機器等の検査等	品質マニュアル（要則）	試験・検査基準
8.3 不適合の管理	品質マニュアル（要則）	不適合管理基準
8.4 データの分析及び評価	品質マニュアル（要則）	評価改善活動管理基準
8.5.1 継続的な改善	品質マニュアル（要則）	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準
8.5.2 是正処置等	品質マニュアル（要則）	不適合管理基準、根本原因分析実施基準
8.5.3 未然防止処置	品質マニュアル（要則）	未然防止処置基準

なお、「8.2 内部監査」以外の要求事項に対する原子力監査室の実施事項に関しては、「原子力内部監査要則」で規定する。

※1：別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書は「品質マニュアル（要則）」である。

※2：「8. 評価及び改善」要求事項を全般的に達成するためのプロセスの一つとして「改善措置活動管理基準」を規定することから、「8.1 監視測定、分析、評価及び改善」に対応させる。

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

新規作成

<附則第4項 従前の例>

別表2 規定文書と保安規定の関連表

規定文書	保安規定
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条
原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条
品質マニュアル（要則）、品質マニュアル（基準）	第3条、第17条の6
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第131条
発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条、第17条の6
ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準	第3条、第8条の2、第9条の2
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条
品質保証委員会運営基準	第3条
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条
教育訓練基準	第3条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条、第129条、第130条
運転基準	第3条、第12条～第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第18条の2、第19条～第91条、第98条の2～第100条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条、第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条
放射線管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第86条、第98条～第98条の3、第98条の5、第99条～第101条、第103条～第107条、第110条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第127条の2、第129条～第132条
化学管理基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第17条の7、第18条～第20条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第57条、第79条、第83条、第85条～第87条、第99条、第105条、第111条、第112条の2、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第124条、第129条～第132条
保修基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第40条、第43条～第48条、第51条、第55条、第57条、第58条、第60条～第64条、第66条、第67条、第69条～第73条、第75条、第76条、第78条～第83条、第85条～第87条、第89条、第92条～第97条、第98条の2、第98条の3、第100条、第101条、第105条、第111条、第113条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第121条、第124条、第129条～第132条
土木建築基準	第3条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の6、第55条、第85条、第86条、第89条、第98条の2、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第118条の6、第124条、第129条～第132条
燃料管理基準	第3条、第14条、第17条、第17条の3、第17条の4、第20条～第24条、第26条、第29条～第33条、第49条、第92条～第97条、第98条の2
技術基準	第3条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第28条、第35条、第83条、第85条～第87条、第89条、第105条、第111条、第114条～第116条、第118条～第118条の3、第121条、第124条、第129条～第132条
停止時保安管理基準	第3条、第33条、第36条～第41条、第45条、第50条～第53条、第55条、第57条、第58条、第63条～第68条、第70条～第73条、第75条～第78条、第80条、第81条、第83条
非常事態対策基準	第3条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第17条、第17条の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第83条、第85条～第87条、第118条～第118条の3、第119条～第132条
異常時通報連絡処置基準	第3条、第89条、第132条
防護基準	第3条、第108条、第109条
設計・調達管理基準	第3条、第17条の3、第118条の2
原子力内部監査要則	第3条
試験・検査基準	第3条、第118条の4、第118条の5
不適合管理基準	第3条
改善措置活動管理基準	第3条
未然防止処置基準	第3条
根本原因分析実施基準	第3条
火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第118条の3、第129条～第131条
施設管理基準	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条、第118条の6
原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準	第3条、第118条の6
燃料技術基準	第3条、第11条の2、第95条
カルデラ火山モニタリング対応基準	第3条、第17条の4
カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準	第3条、第17条の4
カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4
原子力発電所土木建築設備保守基準	第3条、第17条の3
返還廃棄物管理基準	第3条、第98条の4

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																												
	<p><附則第4項 従前の例> (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各第二課長及び原子力訓練センター所長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第132条第1項の報告を受けた場合、原子力管理部長へ報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 1039 2418 1701"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項及び第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の挿入限界)</td> <td>第2項に定める制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条(軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条(1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)</td> <td>第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第91条(異常収束後の措置)</td> <td>第2項に定める原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第93条(新燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)</td> </tr> <tr> <td>第95条(燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める燃料取替実施計画(燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)</td> </tr> <tr> <td>第96条(使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)</td> </tr> <tr> <td>第103条の2(管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第129条(所員への保安教育)</td> <td>第1項に定める所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第130条(請負会社従業員への保安教育)</td> <td>第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築	第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第23条(制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界	第31条(軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲	第35条(1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第91条(異常収束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動	第93条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)	第95条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画(燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)	第96条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)	第103条の2(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第129条(所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画	第130条(請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
条 文	内 容																													
第12条(運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築																													
第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																													
第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																													
第23条(制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界																													
第31条(軸方向中性子束出力偏差)	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																													
第35条(1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率)	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲																													
第91条(異常収束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動																													
第93条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)																													
第95条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料取替実施計画(燃料装荷) 第5項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)																													
第96条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)																													
第103条の2(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																													
第129条(所員への保安教育)	第1項に定める所員への保安教育実施計画																													
第130条(請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画																													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																														
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表9-2</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2415 1535"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条（重大事故等対処設備）</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</td> <td>第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第89条（異常時の基本的な対応）</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第90条（異常時の措置）</td> <td>第4項に定める異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第95条（燃料の取替等）</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第132条（報告）</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束	第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
条 文	内 容																															
第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																															
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																															
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																															
第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																															
第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																															
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																															
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																															
第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認																															
第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																															
第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合																															
第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																															
第90条（異常時の措置）	第4項に定める異常の収束																															
第95条（燃料の取替等）	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																															
第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合 第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																															

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考									
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表9-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 当直課長引継簿</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況</td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の実施報告書</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果	4. 当直課長引継簿	5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況	6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果	8. 保安教育の実施報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
記 録 項 目											
1. 運転日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量											
2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量											
3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果											
4. 当直課長引継簿											
5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況											
6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路											
7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果											
8. 保安教育の実施報告書											

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考									
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> (運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電第二課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を中央操作員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 発電第二課長及び防災課長は、第17条の6第4項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>6 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7 発電第二課長及び防災課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 発電第二課長及び防災課長は、第5項以外の事態が生じ、表12-1及び表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9 所長は、第6項、第8項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">12名以上【当直課長を含む】</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 60%;">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="width: 20%;">緊急時対策本部要員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4名以上</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要員</td> <td style="text-align: center;">36名以上</td> </tr> </table>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上	重大事故等対策要員	36名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】										
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】										
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上									
	重大事故等対策要員	36名以上									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> (有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> (重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 原子力管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関する</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> こと</p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> (大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p style="margin-left: 20px;">エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>4 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>5 防災課長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>6 原子力管理部長は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>7 原子力管理部長は、第6項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>8 原子力管理部長は、第7項の実施内容を踏まえ、第6項に定める事項について定期的に評価を行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> (加圧器安全弁) 第43条 モード1、2、3及び4(1次冷却材温度が130℃を超える)において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 3 発電第二課当直課長は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-3の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 772 2418 892"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="1409 1010 2418 1129"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-3</p> <table border="1" data-bbox="1409 1205 2418 1352"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。及び</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 発電第二課当直課長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。及び	12時間	A.2 発電第二課当直課長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>
項 目	運転上の制限																	
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること																	
項 目	設 定 値																	
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																	
条 件	要求される措置	完了時間																
A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。及び	12時間																
	A.2 発電第二課当直課長は、モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考											
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> (加圧器逃がし弁) 第44条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (2) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。 3 発電第二課当直課長は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 968 2418 1087"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁*1 及び 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器逃がし弁が動作不能時は、第83条(表83-3)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1409 1205 2418 1304"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>□ MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止まり圧力</td> <td>□ MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器逃がし弁*1 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	□ MPa[gage]以下	吹止まり圧力	□ MPa[gage]以上	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限												
加圧器逃がし弁*1 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること												
項 目	設 定 値												
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	□ MPa[gage]以下											
	吹止まり圧力	□ MPa[gage]以上											

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																					
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 44-3</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2418 1024"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※2</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：加圧器逃がし弁ごとに個別の条件が適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※2	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間	B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72時間	C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1時間	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72時間	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※2	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間																					
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間																					
	及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能な状態に復旧する。	72時間																					
C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。	1時間																					
	及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	72時間																					
D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																					
	及び D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																						
	<p><附則第4項 従前の例> (蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。 なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 1203 2418 1318"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※2</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="1409 1438 2418 1585"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">制 限 値</th> <th rowspan="2">確 認 頻 度</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>3,100ppm以上</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3か月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td colspan="2">26.9m³以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td colspan="2">4.04MPa[gage]以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	蓄圧タンク※2	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること	項 目	制 限 値		確 認 頻 度	3号炉	4号炉	ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回	ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回	圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回	<div data-bbox="2507 447 2828 558" style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
項 目	運 転 上 の 制 限																							
蓄圧タンク※2	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること																							
項 目	制 限 値		確 認 頻 度																					
	3号炉	4号炉																						
ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3か月に1回																					
ほう酸水量(有効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回																					
圧力	4.04MPa[gage]以上		1日に1回																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																					
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 50-3</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2418 913"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。</td> <td>18時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td>D.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	C.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	18時間	D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間	D.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間																					
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間																					
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																					
	C.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	18時間																					
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																					
	D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	36時間																					
	D.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> (原子炉格納容器) 第55条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (2) 保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 土木建築課長及び保守第二課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (4) 発電第二課長は、定期事業者検査時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。 (5) 発電第二課長及び保守第二課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む。）を除き、閉状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、発電第二課長は手動隔離弁、保守第二課長は閉止フランジについては、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (6) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。 3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。 (1) 原子炉格納容器エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表55-4の措置を講じる。 (2) 原子炉格納容器エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表55-5の措置を講じるとともに、同表の条件A、B、C又はDに該当する場合は、保守第二課長に通知する。通知を受けた保守第二課長は、同表の措置を講じる。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																	
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>表 55-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 422 2418 569"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器※1</td> <td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：動作可能であることとは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること及び原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。 ※3：モード4の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。 ※4：動作可能であることとは、閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。</p> <p>表 55-2</p> <table border="1" data-bbox="1409 884 2418 947"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>9.8kPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 55-3</p> <table border="1" data-bbox="1409 1020 2418 1142"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>漏 え い 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A種検査</td> <td>設計圧力検査</td> <td>0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>低圧検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	項 目	制 限 値	原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下	項 目	漏 え い 率	A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下	低圧検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
項 目	運転上の制限																		
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表 55-2 で定める制限値内にあること (3)原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																		
項 目	制 限 値																		
原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下																		
項 目	漏 え い 率																		
A種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下																	
	低圧検査	0.04%/日以下																	
B・C種検査	0.04%/日以下																		

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																					
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 55-4^{※5※6※7}</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2418 1167"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>4時間 隔離後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>1時間 隔離後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する^{※8}。</td> <td>4時間 隔離後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件A、B、C又はD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>F. 条件A、B、C、D又はEの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※6：ラインごとに、条件及び要求される措置が適用される。 ※7：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4時間 隔離後の1か月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	1時間 隔離後の1か月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4時間 隔離後の1か月に1回	D. 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間	E. 条件A、B、C又はD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1時間	F. 条件A、B、C、D又はEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4時間 隔離後の1か月に1回																					
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	1時間 隔離後の1か月に1回																					
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する ^{※8} 。	4時間 隔離後の1か月に1回																					
D. 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間																					
E. 条件A、B、C又はD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1時間																					
F. 条件A、B、C、D又はEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び F.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																				
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 55-5 ※9※10※11</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2418 1644"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施錠後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合</td> <td>D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。 ※10：常用及び非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。 ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回	D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px;"></div>
条 件	要求される措置	完了時間																																				
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間																																				
	及び A.2 保守第二課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																				
	及び A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																				
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																																				
	及び B.2 保守第二課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																																				
	及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																				
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間																																				
	及び C.2 保守第二課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間																																				
	及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1か月に1回																																				
D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに																																				
	及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。	1時間																																				
	及び D.3 保守第二課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	24時間																																				
E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																																				
	及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間																																				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 55-6</p> <table border="1" data-bbox="1409 426 2418 1476"> <tr> <td>化学体積制御系統</td> <td>抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系統</td> <td>蓄圧タンクN₂供給ライン 安全注入系テストライン</td> </tr> <tr> <td>補機冷却水系統</td> <td>制御棒駆動装置冷却水出入口ライン 原子炉格納容器空調装置冷却水出入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水出口ライン</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理系統</td> <td>冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクN₂供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン 加圧器逃がしタンクN₂供給ライン 加圧器逃がしタンク1次系補給水供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析器ライン</td> </tr> <tr> <td>試料採取系統</td> <td>加圧器蒸気部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン ループA高温側サンプリングライン ループB高温側サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン 蓄圧タンクサンプリングライン</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 ブローダウン系統</td> <td>蒸気発生器サンプライン 蒸気発生器ブローダウンライン</td> </tr> <tr> <td>消火用水系統</td> <td>消火用水系原子炉格納容器入口ライン</td> </tr> <tr> <td>炉内計装用ガスバージ系統</td> <td>炉内計装用ガスバージライン</td> </tr> <tr> <td>空調用冷水系統</td> <td>制御棒位置指示装置冷却用冷却水出入口ライン</td> </tr> <tr> <td>制御用空気系統</td> <td>原子炉格納容器行き制御用空気ライン</td> </tr> <tr> <td>換気空調系統</td> <td>原子炉格納容器給気ライン 原子炉格納容器排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン</td> </tr> </table>	化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン	安全注入系統	蓄圧タンクN ₂ 供給ライン 安全注入系テストライン	補機冷却水系統	制御棒駆動装置冷却水出入口ライン 原子炉格納容器空調装置冷却水出入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水出口ライン	廃棄物処理系統	冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクN ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン 加圧器逃がしタンクN ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンク1次系補給水供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析器ライン	試料採取系統	加圧器蒸気部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン ループA高温側サンプリングライン ループB高温側サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン 蓄圧タンクサンプリングライン	蒸気発生器 ブローダウン系統	蒸気発生器サンプライン 蒸気発生器ブローダウンライン	消火用水系統	消火用水系原子炉格納容器入口ライン	炉内計装用ガスバージ系統	炉内計装用ガスバージライン	空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却用冷却水出入口ライン	制御用空気系統	原子炉格納容器行き制御用空気ライン	換気空調系統	原子炉格納容器給気ライン 原子炉格納容器排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px;"></div>
化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン																							
安全注入系統	蓄圧タンクN ₂ 供給ライン 安全注入系テストライン																							
補機冷却水系統	制御棒駆動装置冷却水出入口ライン 原子炉格納容器空調装置冷却水出入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水出口ライン																							
廃棄物処理系統	冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクN ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン 加圧器逃がしタンクN ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンク1次系補給水供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析器ライン																							
試料採取系統	加圧器蒸気部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン ループA高温側サンプリングライン ループB高温側サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン 蓄圧タンクサンプリングライン																							
蒸気発生器 ブローダウン系統	蒸気発生器サンプライン 蒸気発生器ブローダウンライン																							
消火用水系統	消火用水系原子炉格納容器入口ライン																							
炉内計装用ガスバージ系統	炉内計装用ガスバージライン																							
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却用冷却水出入口ライン																							
制御用空気系統	原子炉格納容器行き制御用空気ライン																							
換気空調系統	原子炉格納容器給気ライン 原子炉格納容器排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																																																						
	<p><附則第4項 従前の例> 表 83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>83-10-1 水素濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="1409 548 2421 1026"> <thead> <tr> <th data-bbox="1409 548 1736 594">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="1742 548 2421 594">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1409 598 1736 793">水素濃度低減</td> <td colspan="2" data-bbox="1742 598 2421 793">(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること。 (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1409 798 1736 835">適用モード</th> <th data-bbox="1742 798 2223 835">設 備</th> <th data-bbox="2228 798 2421 835">所要数</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 840 1736 1026" rowspan="4">モード1、2、3、4、5及び6</td> <td data-bbox="1742 840 2223 877">静的触媒式水素再結合装置</td> <td data-bbox="2228 840 2421 877">5基</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 882 2223 919">静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td data-bbox="2228 882 2421 919">5個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 924 2223 961">電気式水素燃焼装置</td> <td data-bbox="2228 924 2421 961">13個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 966 2223 1003">電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td data-bbox="2228 966 2421 1003">13個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1409 1008 2421 1026">大容量空冷式発電機</td> <td data-bbox="2228 1008 2421 1026">※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1409 1131 2421 1738"> <thead> <tr> <th data-bbox="1409 1131 1736 1178">項 目</th> <th data-bbox="1742 1131 2128 1178">確 認 事 項</th> <th data-bbox="2133 1131 2282 1178">頻 度</th> <th data-bbox="2288 1131 2421 1178">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1409 1182 1736 1325" rowspan="2">静的触媒式水素再結合装置</td> <td data-bbox="1742 1182 2128 1249">装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="2133 1182 2282 1249">定期事業者検査時</td> <td data-bbox="2288 1182 2421 1249">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 1253 2128 1325">モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="2133 1253 2282 1325">1か月に1回</td> <td data-bbox="2288 1253 2421 1325">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 1329 1736 1459" rowspan="2">静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td data-bbox="1742 1329 2128 1375">装置の機能を確認する。</td> <td data-bbox="2133 1329 2282 1375">定期事業者検査時</td> <td data-bbox="2288 1329 2421 1375">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 1379 2128 1459">モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td data-bbox="2133 1379 2282 1459">1か月に1回</td> <td data-bbox="2288 1379 2421 1459">発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 1463 1736 1598" rowspan="2">電気式水素燃焼装置</td> <td data-bbox="1742 1463 2128 1530">装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="2133 1463 2282 1530">定期事業者検査時</td> <td data-bbox="2288 1463 2421 1530">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 1535 2128 1598">モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検※2により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="2133 1535 2282 1598">1か月に1回</td> <td data-bbox="2288 1535 2421 1598">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 1602 1736 1738" rowspan="2">電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td data-bbox="1742 1602 2128 1648">装置の機能を確認する。</td> <td data-bbox="2133 1602 2282 1648">定期事業者検査時</td> <td data-bbox="2288 1602 2421 1648">保修第二課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1742 1652 2128 1738">モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td data-bbox="2133 1652 2282 1738">1か月に1回</td> <td data-bbox="2288 1652 2421 1738">発電第二課当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p>	項 目	運転上の制限		水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること。 (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること		適用モード	設 備	所要数	モード1、2、3、4、5及び6	静的触媒式水素再結合装置	5基	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	5個	電気式水素燃焼装置	13個	電気式水素燃焼装置動作監視装置	13個	大容量空冷式発電機			※1	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	電気式水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検※2により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長	電気式水素燃焼装置動作監視装置	装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
項 目	運転上の制限																																																							
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること。 (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること																																																							
適用モード	設 備	所要数																																																						
モード1、2、3、4、5及び6	静的触媒式水素再結合装置	5基																																																						
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	5個																																																						
	電気式水素燃焼装置	13個																																																						
	電気式水素燃焼装置動作監視装置	13個																																																						
大容量空冷式発電機			※1																																																					
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																					
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																					
	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長																																																					
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																					
	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長																																																					
電気式水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																					
	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検※2により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長																																																					
電気式水素燃焼装置動作監視装置	装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修第二課長																																																					
	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	発電第二課当直課長																																																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

新規作成

<附則第4項 従前の例>

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※4}	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間
		及び A.2 保守第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	72時間
	B. 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間
		及び B.2 保守第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	
	及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	
D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する ^{※5} 。	4時間 その後の12時間に1回	
	及び D.2 保守第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
モード5及び6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 ^{※4} 又は 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 保守第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統全てが動作不能の場合を含む。

※5：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<h1>新規作成</h1>	<p><附則第4項 従前の例> (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第87条 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する*1。なお、運用方法については、表86-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*1。</p> <p>3 各第二課長（防災課長及び土木建築課長を除く。）は、表87-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、実施する。</p> <p>4 第1項、第2項及び第3項の実施については、第86条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5 各第二課長は、第1項、第2項又は第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6 第1項、第2項及び第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7 第1項を実施する場合、各第二課長は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置*2を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8 第1項、第2項又は第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第86条第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9 各第二課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合、又は第3項の場合において点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>11 各第二課長は、第2項に基づく点検・保守又は第3項において、完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：本章第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる ※2：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変更前

変更後

備考

<附則第4項 従前の例>

関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第69条	・中央制御室非常用循環系	点検対象炉が第69条の適用モード内	・点検対象炉外の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の10日に1回
第71条	・外部電源	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※4} する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後の1か月に1回
第83条(83-10-2)	・水素濃度監視系を構成する弁	4号炉が第83条(83-10-2)及び(83-16-1)の適用モード内	・静的試験式水素消滅装置監視装置及び電気式水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の10日に1回
第83条(83-16-1)	・使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系を構成する弁	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位がEL+10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 ・点検対象外の当該系統が使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回 点検前 ^{※3}
第83条(83-12-3)	・使用済燃料ピット温度(SA)(指示監視部含む) ・使用済燃料ピット水位監視カメラ ・使用済燃料ピット水位(広域)(使用済燃料ピット監視用空気供給システム含む)指示監視部 ・使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)(中レンジ)指示監視部	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・可搬型ディーゼル注入ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイス系が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・使用済燃料ピットの水位がEL+10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第83条(83-15-1)	・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ(モータ含む) ・大容量空冷式発電機用燃料タンク ・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁	モード1、2、3、4、5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※4} する。 ・中容量発電機又は高圧発電機により確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後の1か月に1回 点検前 ^{※3}
第83条(83-15-4)	・蓄電池(重大事故時使用)	モード1、2、3、4、5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・大容量空冷式発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3}
第83条(83-15-6)	・重大事故時対使用済燃料監視 ・重大事故時対使用済燃料監視	モード1、2、3、4、5及び6以外	・所内の電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条(83-15-7)	・燃料油貯蔵タンク	モード1、2、3、4、5及び6以外	・中容量発電機又は高圧発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・点検対象外の燃料油貯蔵タンクが178kPa以上あることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条(83-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード5	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行することを確認する。なお、移行前には、移行時点で完了したものとみなす。
 ※4：動作可能であることを確認し、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用期間が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を台めることができる。

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																					
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> (放射線計測器類の管理) 第113条 廃止措置安全課長、安全管理第二課長及び保修第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表113-1</p> <table border="1" data-bbox="1409 611 2415 961"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="3">安全管理第二課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※3}</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション^{※3}</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>保修第二課長</td> <td>22台^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表45-1の計測器と共用 ※2：1台は表101-1の試料放射能測定装置と共用 ※3：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第83条(表83-18)の運転上の制限を確認する。 ※4：管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理第二課長	3台	汚染密度測定用サーベイメータ	3台	退出モニタ	2台	試料放射能測定装置	3台 ^{※2}		積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2台 ^{※1}	モニタリングステーション ^{※3}	1台 ^{※1}	エリアモニタ	保修第二課長	22台 ^{※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: auto;"></div>
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																				
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 ^{※1}																																				
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理第二課長	3台																																				
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台																																				
	退出モニタ		2台																																				
	試料放射能測定装置	3台 ^{※2}																																					
	積算線量計測定装置	廃止措置安全課長	1台 ^{※1}																																				
放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※3}	保修第二課長	2台 ^{※1}																																				
	モニタリングステーション ^{※3}		1台 ^{※1}																																				
	エリアモニタ	保修第二課長	22台 ^{※4}																																				
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1台 ^{※1}																																				
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																				

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

<附則第4項 従前の例>

第9章 非常時の措置

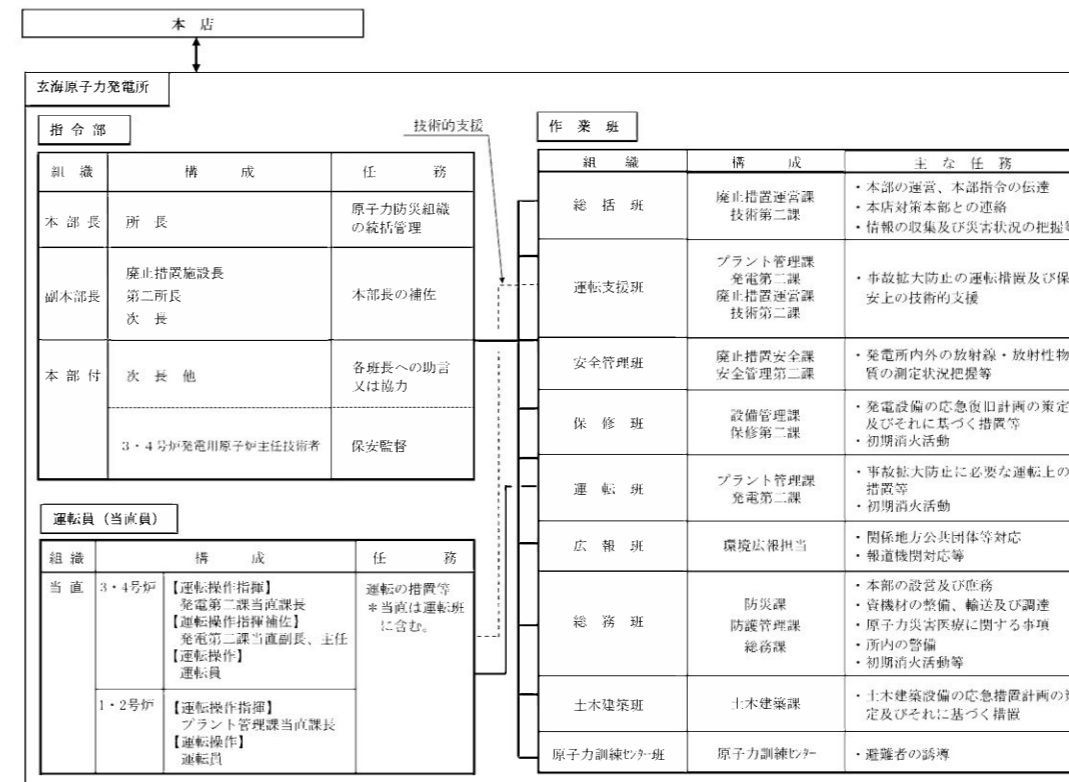
(原子力防災組織)

第119条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図119-1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。

2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。

3 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。

図119-1 原子力防災組織



・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

新規作成

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第129条 各第二課(室、センター)長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育の実施計画を表129-1、表129-2及び表129-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各第二課(室、センター)長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、各第二課(室、センター)長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各第二課(室、センター)長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>

新規作成

変更前

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更後

備考

<附則第4項 従前の例>

保安規定の更新方針（平成25年度）

更新方針	保安規定の更新方針		更新方針の目的	実施状況			更新方針の達成状況	更新方針の達成状況	更新方針の達成状況
	内容	項目		実施状況	達成状況	達成状況			
保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況
		保安規定の更新方針	保安規定の更新方針	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況	達成状況

・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																																							
	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に <small>※1</small>作成（表 131-1 (1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3)イの記録については、原子 力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設 部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存 する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、 記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 850 2430 1745"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の 確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担 当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発 電用原子炉施設の解体 又は廃棄をした後 5 年 が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実 施計画の評価の結果及びその評価の担当者の 氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の 氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用 原子炉施設の施設管理 方針、施設管理目標又 は施設管理実施計画の 改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td rowspan="2">原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td rowspan="7">モード 1 及び 2 において 1 時間ごと</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td>運転中^{※3} 1 時間ごと</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎 日の補給量</td> <td>モード 1 及び 2 において 毎日 1 回</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取出後 10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認の時までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担 当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発 電用原子炉施設の解体 又は廃棄をした後 5 年 が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実 施計画の評価の結果及びその評価の担当者の 氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の 氏名	評価の都度	評価を実施した発電用 原子炉施設の施設管理 方針、施設管理目標又 は施設管理実施計画の 改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して	10 年間	(5)炉心の中性子束密度	10 年間	(6)炉心の温度	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間	(7)冷却材入口温度	10 年間	(8)冷却材出口温度	10 年間	(9)冷却材圧力	10 年間	(10)冷却材流量	10 年間	(11)制御棒位置	1 年間	(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎 日の補給量	モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大 事故等対処施設の設置に伴 う変更</p>
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																							
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認の時までの期間																																							
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担 当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発 電用原子炉施設の解体 又は廃棄をした後 5 年 が経過するまでの期間																																							
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実 施計画の評価の結果及びその評価の担当者の 氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の 氏名	評価の都度	評価を実施した発電用 原子炉施設の施設管理 方針、施設管理目標又 は施設管理実施計画の 改定までの期間																																							
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して	10 年間																																							
(5)炉心の中性子束密度		10 年間																																							
(6)炉心の温度	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間																																							
(7)冷却材入口温度		10 年間																																							
(8)冷却材出口温度		10 年間																																							
(9)冷却材圧力		10 年間																																							
(10)冷却材流量		10 年間																																							
(11)制御棒位置		1 年間																																							
(12)再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度		運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間																																						
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎 日の補給量	モード 1 及び 2 において 毎日 1 回	1 年間																																							
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間																																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																												
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 131-1 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="1397 415 2436 1797"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) 運転開始前の点検結果</td> <td>開始の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(16) 運転停止後の点検結果</td> <td>停止の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(17) 運転開始日時</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(18) 臨界到達日時</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(19) 運転切替日時</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(20) 緊急しゃ断日時</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(21) 運転停止日時</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(22) 警報装置から発せられた警報^{※4}の内容</td> <td>その都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(23) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td> <td>交代の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(24) 運転上の制限の確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1 年間 (ただし、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について 5 年間)</td> </tr> <tr> <td>(25) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>5 年間</td> </tr> <tr> <td>(26) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td>払出しの都度</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(27) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> <td>挿入前及び取出後 (装荷予定のない場合を除く。)</td> <td>取出後 10 年間</td> </tr> <tr> <td>(28) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日運転中 1 回</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(29) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</td> <td>1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(30) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週 1 回</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(31) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子^{※5}の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量</td> <td>1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回</td> <td>※ 6</td> </tr> <tr> <td>(32) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間以降に限る)</td> <td>※ 6</td> </tr> <tr> <td>(33) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td> <td>その都度</td> <td>※ 6</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(15) 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間	(16) 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	(17) 運転開始日時	その都度	1 年間	(18) 臨界到達日時	その都度	1 年間	(19) 運転切替日時	その都度	1 年間	(20) 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間	(21) 運転停止日時	その都度	1 年間	(22) 警報装置から発せられた警報 ^{※4} の内容	その都度	1 年間	(23) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	(24) 運転上の制限の確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	1 年間 (ただし、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について 5 年間)	(25) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	(26) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	(27) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後 (装荷予定のない場合を除く。)	取出後 10 年間	(28) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	(29) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	10 年間	(30) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	(31) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※5} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 6	(32) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間以降に限る)	※ 6	(33) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 6	<p>・ 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																												
(15) 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間																																																												
(16) 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間																																																												
(17) 運転開始日時	その都度	1 年間																																																												
(18) 臨界到達日時	その都度	1 年間																																																												
(19) 運転切替日時	その都度	1 年間																																																												
(20) 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間																																																												
(21) 運転停止日時	その都度	1 年間																																																												
(22) 警報装置から発せられた警報 ^{※4} の内容	その都度	1 年間																																																												
(23) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間																																																												
(24) 運転上の制限の確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	1 年間 (ただし、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について 5 年間)																																																												
(25) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間																																																												
(26) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間																																																												
(27) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後 (装荷予定のない場合を除く。)	取出後 10 年間																																																												
(28) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間																																																												
(29) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	10 年間																																																												
(30) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間																																																												
(31) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※5} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 6																																																												
(32) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間以降に限る)	※ 6																																																												
(33) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 6																																																												

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																													
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 131-1 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="1397 415 2436 1260"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(34) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入又は固型化の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(38) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td> <td>広がり防止及び除去の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(39) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(41) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(42) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>(43) 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(44) 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(45) 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(46) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(47) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障、機器の調整又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 ※3：添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、電気式水素燃焼装置を起動している期間 ※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。 ※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 ※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(34) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7	(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	(38) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間	(39) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7	(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7	(41) 事故の原因	その都度	※7	(42) 事故後の処置	その都度	※7	(43) 風向及び風速	連続して	10年間	(44) 降雨量	連続して	10年間	(45) 大気温度	連続して	10年間	(46) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	(47) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																													
(34) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6																																													
(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間																																													
(36) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7																																													
(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7																																													
(38) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間																																													
(39) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7																																													
(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7																																													
(41) 事故の原因	その都度	※7																																													
(42) 事故後の処置	その都度	※7																																													
(43) 風向及び風速	連続して	10年間																																													
(44) 降雨量	連続して	10年間																																													
(45) 大気温度	連続して	10年間																																													
(46) 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																													
(47) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間																																													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考									
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 131-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 415 2424 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 415 2009 447">記録（実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録）</th> <th data-bbox="2015 415 2208 447">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2214 415 2424 447">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 451 2009 848"> (1) 使用前事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2015 451 2208 848" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 検査の都度 </td> <td data-bbox="2214 451 2424 848"> 当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 852 2009 1249"> (2) 定期事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2015 852 2208 1249" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 検査の都度 </td> <td data-bbox="2214 852 2424 1249"> その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間 </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(1) 使用前事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	(2) 定期事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
記録（実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間									
(1) 使用前事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間									
(2) 定期事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 キ 検査の実施に係る組織 ク 検査の実施に係る工程管理 ケ 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 コ 検査記録の管理に関する事項 サ 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考															
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> 表 131-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第67条に基づく記録）**</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 品質方針及び品質目標</td> <td style="text-align: center;">変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 品質マニュアル ア 品質マニュアル（要則） イ 品質マニュアル（基準）</td> <td style="text-align: center;">変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 品管規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 ア 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 イ 原子力内部監査要則 ウ 不適合管理基準 エ 未然防止処置基準 オ 根本原因分析実施基準 カ 改善措置活動管理基準</td> <td style="text-align: center;">変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な次の文書 ア マネジメントレビュー管理基準 イ 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 ウ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 エ 原子力安全文化醸成活動管理基準 オ 教育訓練基準 カ 設計・調達管理基準 キ 試験・検査基準 ク 異常時通報連絡処置基準 ケ 非常事態対策基準 コ 安全委員会運営基準 サ 安全運営委員会運営基準 シ 評価改善活動管理基準 ス 品質保証委員会運営基準 セ 技術基準 ソ 運転基準 タ 燃料管理基準 チ 放射線管理基準 ツ 化学管理基準 テ 保守基準 ト 土木建築基準 ナ 停止時保安管理基準 ニ 防護基準 ヌ 火災防護計画（基準） ネ 施設管理基準 ノ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準 ハ 燃料技術基準 ヒ ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準 フ カルデラ火山モニタリング対応基準 ヘ カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準 ホ カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準 マ 原子力発電所土木建築設備保守基準 ミ 返還廃棄物管理基準</td> <td style="text-align: center;">変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）**	記録すべき場合	保存期間	(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質マニュアル ア 品質マニュアル（要則） イ 品質マニュアル（基準）	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 品管規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 ア 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 イ 原子力内部監査要則 ウ 不適合管理基準 エ 未然防止処置基準 オ 根本原因分析実施基準 カ 改善措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な次の文書 ア マネジメントレビュー管理基準 イ 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 ウ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 エ 原子力安全文化醸成活動管理基準 オ 教育訓練基準 カ 設計・調達管理基準 キ 試験・検査基準 ク 異常時通報連絡処置基準 ケ 非常事態対策基準 コ 安全委員会運営基準 サ 安全運営委員会運営基準 シ 評価改善活動管理基準 ス 品質保証委員会運営基準 セ 技術基準 ソ 運転基準 タ 燃料管理基準 チ 放射線管理基準 ツ 化学管理基準 テ 保守基準 ト 土木建築基準 ナ 停止時保安管理基準 ニ 防護基準 ヌ 火災防護計画（基準） ネ 施設管理基準 ノ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準 ハ 燃料技術基準 ヒ ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準 フ カルデラ火山モニタリング対応基準 ヘ カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準 ホ カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準 マ 原子力発電所土木建築設備保守基準 ミ 返還廃棄物管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	<p>・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）**	記録すべき場合	保存期間															
(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間															
(2) 品質マニュアル ア 品質マニュアル（要則） イ 品質マニュアル（基準）	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間															
(3) 品管規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 ア 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 イ 原子力内部監査要則 ウ 不適合管理基準 エ 未然防止処置基準 オ 根本原因分析実施基準 カ 改善措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間															
(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な次の文書 ア マネジメントレビュー管理基準 イ 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 ウ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 エ 原子力安全文化醸成活動管理基準 オ 教育訓練基準 カ 設計・調達管理基準 キ 試験・検査基準 ク 異常時通報連絡処置基準 ケ 非常事態対策基準 コ 安全委員会運営基準 サ 安全運営委員会運営基準 シ 評価改善活動管理基準 ス 品質保証委員会運営基準 セ 技術基準 ソ 運転基準 タ 燃料管理基準 チ 放射線管理基準 ツ 化学管理基準 テ 保守基準 ト 土木建築基準 ナ 停止時保安管理基準 ニ 防護基準 ヌ 火災防護計画（基準） ネ 施設管理基準 ノ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準 ハ 燃料技術基準 ヒ ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準 フ カルデラ火山モニタリング対応基準 ヘ カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準 ホ カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準 マ 原子力発電所土木建築設備保守基準 ミ 返還廃棄物管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間															

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																											
	<p><附則第4項 従前の例> 表 131-3 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1397 415 1932 447">記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) ※8</th> <th data-bbox="1938 415 2199 447">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2205 415 2436 447">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 451 1932 504">(5) 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録</td> <td data-bbox="1938 451 2199 504"></td> <td data-bbox="2205 451 2436 504"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 508 1932 535">ア マネジメントレビューの結果の記録</td> <td data-bbox="1938 508 2199 535"></td> <td data-bbox="2205 508 2436 535"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 539 1932 592">イ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 539 2199 592"></td> <td data-bbox="2205 539 2436 592"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 596 1932 680">ウ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</td> <td data-bbox="1938 596 2199 680"></td> <td data-bbox="2205 596 2436 680"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 684 1932 768">エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 684 2199 768"></td> <td data-bbox="2205 684 2436 768"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 772 1932 800">オ 設計開発に用いる情報に係る記録</td> <td data-bbox="1938 772 2199 800"></td> <td data-bbox="2205 772 2436 800"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 804 1932 877">カ 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 804 2199 877"></td> <td data-bbox="2205 804 2436 877"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 882 1932 934">キ 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 882 2199 934"></td> <td data-bbox="2205 882 2436 934"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 938 1932 1022">ク 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 938 2199 1022"></td> <td data-bbox="2205 938 2436 1022"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1026 1932 1054">ケ 設計開発の変更に係る記録</td> <td data-bbox="1938 1026 2199 1054"></td> <td data-bbox="2205 1026 2436 1054"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1058 1932 1131">コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 1058 2199 1131">作成の都度</td> <td data-bbox="2205 1058 2436 1131">5年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1136 1932 1188">サ 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</td> <td data-bbox="1938 1136 2199 1188"></td> <td data-bbox="2205 1136 2436 1188"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1192 1932 1245">シ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td data-bbox="1938 1192 2199 1245"></td> <td data-bbox="2205 1192 2436 1245"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1249 1932 1302">ス 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td data-bbox="1938 1249 2199 1302"></td> <td data-bbox="2205 1249 2436 1302"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1306 1932 1358">セ 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</td> <td data-bbox="1938 1306 2199 1358"></td> <td data-bbox="2205 1306 2436 1358"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1362 1932 1415">ソ 当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</td> <td data-bbox="1938 1362 2199 1415"></td> <td data-bbox="2205 1362 2436 1415"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1419 1932 1503">タ 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</td> <td data-bbox="1938 1419 2199 1503"></td> <td data-bbox="2205 1419 2436 1503"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1507 1932 1560">チ 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</td> <td data-bbox="1938 1507 2199 1560"></td> <td data-bbox="2205 1507 2436 1560"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1564 1932 1591">ツ 内部監査結果の記録</td> <td data-bbox="1938 1564 2199 1591"></td> <td data-bbox="2205 1564 2436 1591"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1596 1932 1648">テ 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</td> <td data-bbox="1938 1596 2199 1648"></td> <td data-bbox="2205 1596 2436 1648"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1652 1932 1705">ト プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</td> <td data-bbox="1938 1652 2199 1705"></td> <td data-bbox="2205 1652 2436 1705"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1709 1932 1761">ナ 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録</td> <td data-bbox="1938 1709 2199 1761"></td> <td data-bbox="2205 1709 2436 1761"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1766 1932 1793">ニ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録</td> <td data-bbox="1938 1766 2199 1793"></td> <td data-bbox="2205 1766 2436 1793"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1797 1932 1850">ヌ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</td> <td data-bbox="1938 1797 2199 1850"></td> <td data-bbox="2205 1797 2436 1850"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※8：表 131-1 及び表 131-2 に掲げるものを除く。</p>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) ※8	記録すべき場合	保存期間	(5) 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録			ア マネジメントレビューの結果の記録			イ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録			ウ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録			オ 設計開発に用いる情報に係る記録			カ 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録			キ 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録			ク 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録			ケ 設計開発の変更に係る記録			コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	サ 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録			シ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録			ス 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録			セ 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録			ソ 当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録			タ 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録			チ 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録			ツ 内部監査結果の記録			テ 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録			ト プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録			ナ 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録			ニ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録			ヌ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録			<ul style="list-style-type: none"> 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) ※8	記録すべき場合	保存期間																																																																											
(5) 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録																																																																													
ア マネジメントレビューの結果の記録																																																																													
イ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録																																																																													
ウ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録																																																																													
エ 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録																																																																													
オ 設計開発に用いる情報に係る記録																																																																													
カ 設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録																																																																													
キ 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録																																																																													
ク 設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録																																																																													
ケ 設計開発の変更に係る記録																																																																													
コ 設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年																																																																											
サ 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録																																																																													
シ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録																																																																													
ス 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録																																																																													
セ 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録																																																																													
ソ 当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録																																																																													
タ 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録																																																																													
チ 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録																																																																													
ツ 内部監査結果の記録																																																																													
テ 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録																																																																													
ト プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録																																																																													
ナ 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録																																																																													
ニ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録																																																																													
ヌ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録																																																																													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害、有毒ガス対応及び 火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び 火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及び有毒ガスを確認した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火 災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1 専用回線を使用した通報設備の設置 防災課長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1.2 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア 火災予防活動に関する要員 防火管理者を中心に、各建屋、階及び部屋等を単位として、火元責任者を置く。 イ 初期消火活動要員 通報連絡者、運転員、専属自衛消防隊による初期消火活動要員として、10名以上を発電所に常駐させる。 ウ 自衛消防隊 (ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長を本部長とする自衛消防隊を設置する。 (イ) 自衛消防隊は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。 (ウ) 本部長は、自衛消防隊の統括管理者が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.3 教育訓練の実施 (1) 防災課長及び発電第二課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 ア 火災防護教育 (ア) 防災課長は、関係所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属自衛消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 a 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 b 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 (a) 外部火災発生時の初期消火活動に関する教育訓練 (b) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練 (c) 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(d) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、隔離距離を確保することについての教育訓練</p> <p>c 火災が発生した場合の初期消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ 初期消火活動要員による総合訓練 防災課長は、通報連絡者及び運転員に対して、初期消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ウ 消防訓練（防火対応） 防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合における一連の自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>エ 運転員に対する訓練 発電第二課長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>1.4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>エ 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 初期消火活動 各課（室、センター）長は、火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。</p> <p>イ 消火設備故障時の対応 発電第二課当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 発電第二課当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 発電第二課当直課長は、自動消火設備の作動後の消火状況の確認及びプラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 初期消火活動要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 発電第二課当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により作動させ、プラント運転状況の確認等を実施する。また、固定式消火設備の作動状況及び消火状況を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>オ 原子炉格納容器内における火災発生時の対応 (ア) 発電第二課当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器又は水による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作を実施する。 (イ) 発電第二課当直課長は、広範囲な火災又は原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作を実施する。</p> <p>カ 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応(中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。) (ア) 発電第二課当直課長は、高感度煙感知器により火災を検知し、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた初期消火活動及びプラント運転状態の確認等を実施する。 (イ) 発電第二課当直課長及び保修第二課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するための排煙設備を起動する。</p> <p>キ 水素ガス検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応 発電第二課当直課長は、換気設備の運転状態の確認及び換気設備の追加起動等を実施する。</p> <p>ク 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 発電第二課当直課長及び保修第二課長は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>ケ 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 発電第二課当直課長は、外気温度が0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する。</p> <p>コ 防火帯の維持・管理 防災課長及び土木建築課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機開閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機開閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>ス 火災予防活動(巡視点検) 各第二課長(発電第二課長を除く。)は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>セ 火災予防活動(可燃物管理) 防災課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器及び点検等に使用する可燃物(資機材)の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理(持込みと保管)及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>ソ 火災予防活動(火気作業等の管理) 各課長は、火災区域又は火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>タ 延焼防止 防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設及び植生との隔離を確保し、火災区域内及び火災区域の周辺の植生区域については除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>チ 危険物タンクの燃料低減対策 発電第二課当直課長は、外部火災影響評価において、燃料貯蔵量低減対策が必要とされる敷地内の危険物タンクについては、保有量の管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>ツ 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>テ 地震発生時における火災発生の有無の確認 各第二課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ト 施設管理、点検 防災課長、保修第二課長、発電第二課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>ナ 火災影響評価条件の変更の要否確認 (ア) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。 (イ) 防災課長は、評価条件を定期的を確認し、評価結果に影響を及ぼす可能性がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないこと及び火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1.6 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2.1 要員の配置 (1) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、内部溢水全般（評価内容、溢水経路、防護すべき設備、水密扉、堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合の初期消火及び放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを定期的に確認する。 (3) 発電第二課長は、運転員に対して、内部溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 (1) 防災課長及び保守第二課長は、内部溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 内部溢水発生時の措置 発電第二課当直課長は、配管の想定破損による溢水が発生した場合、基準地震動による地震力により耐震B、Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合及びその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>イ 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>ウ 運転時間実績管理 技術第二課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>エ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課（室、センター）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>オ 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に内部溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ 施設管理、点検 (ア) 保守第二課長及び発電第二課長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水による防護すべき設備の安全機能への影響の有無を確認するために、放水後に適切な点検を行う。 (イ) 保守第二課長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される安全機能を維持するために、適切な点検を行う。 (ウ) 保守第二課長は、海水ポンプエリア内で溢水が発生した場合に、排水を期待する床ドレンが閉塞しないように、日常点検又は定期点検を行う。 (エ) 保守第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> 理を行う。 (オ) 保守第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施設及び防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 キ 溢水評価条件の変更の要否確認 防災課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、2.1項から2.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、2.1項から2.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。 また、休日、時間外（夜間）に発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。 ア 要員の非常召集 所長（原子力防災管理者）は、降灰予報等により発電所への多量の降灰が予想され、原子力災害が発生するおそれがある場合、緊急時体制を発令し、第119条に定める要員を非常召集するとともに、自らを本部長とする緊急時対策本部を設置する。 なお、休日、時間外（夜間）においては、緊急時対策本部要員（指揮者等）は、第12条に定める緊急時対策本部要員（4名）及び重大事故等対策要員（36名）を非常召集し、緊急時対策本部要員の全体指揮者は、緊急時対策本部要員を発電所へ非常召集する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、火山影響等発生時及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 保守第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (4) 保守第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。 (5) 防災課長及び発電第二課長は、第12条に定める緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び運転員（当直員）に対して、火山影響等発生時における対応要員の役割に応じた教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 防災課長及び発電第二課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 保守第二課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機、可搬型ディーゼル注入ポンプ用の着脱可能なフィルタ（500メッシュ）並びにその他の資機材を配備する。 (3) 防災課長は、通信連絡設備用発電機用の着脱可能なフィルタ（500メッシュ）及び緊急時対策所の居住性確保に必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア アクセスルート確保 保守第二課長は、降灰状況を踏まえ、タンクローリによる燃料供給に必要な発電所内のアクセスルートの降下火砕物の除去を実施する。 イ 降下火砕物の侵入防止 発電第二課当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機開閉器室及び中間補機棟の閉回路循</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>ウ 降下火砕物及び積雪の除去作業</p> <p>(ア) 保守第二課長及び発電第二課当直課長は、降灰時又は降灰後、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの取替・清掃作業、水循環系のストレーナ清掃作業、碍子及びガス絶縁開閉装置の絶縁部の洗浄作業を実施する。</p> <p>(イ) 保守第二課長及び土木建築課長は、2次系純水タンク、海水ポンプ、海水ストレーナ及び降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋における降下火砕物の除去作業について、降灰時においては、降下火砕物の堆積量が10cmにならないよう除去する。また、降灰後においては、降灰開始から30日以内を目途に、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう除去する。なお、降灰予報等により発電所への多量の降灰が予想され、緊急時体制を発令し、緊急時対策本部が設置された場合は、緊急時対策本部にて実施する。</p> <p>上記以外の屋外に設置されている重大事故等対処設備に対する降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう適宜実施する。</p> <p>エ ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>緊急時対策本部は、ディーゼル発電機の機能を維持するため、火山影響等発生時はディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞防止措置を講じ、火山影響等発生時においてディーゼル発電機を運転する場合は、適宜、吸気フィルタの交換、清掃を実施する。</p> <p>(ア) ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続</p> <p>緊急時対策本部は、火山影響等発生時においてディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気フィルタへ接続する。</p> <p>a 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。</p> <p>なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、体制を解除する。</p> <p>(イ) ディーゼル発電機による給電</p> <p>発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、原子炉を停止した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機から給電を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合。</p> <p>(ウ) 蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却</p> <p>発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、原子炉を停止した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機による給電を開始した場合。</p> <p>(エ) ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃</p> <p>緊急時対策本部は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合において、吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合。</p> <p>オ タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策</p> <p>発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失及びディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補助給水ポンプを使用し蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(ア) タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において、外部電源喪失及びディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合。</p> <p>カ 可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心の著しい損傷防止及び同ポンプの機能を維持するための対策 発電第二課当直課長及び緊急時対策本部は、火山影響等発生時においてディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプが機能喪失した場合は、炉心の著しい損傷を防止するため可搬型ディーゼル注入ポンプを使用し蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 また、緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注入ポンプ吸気フィルタの閉塞防止措置を講じ、可搬型ディーゼル注入ポンプ運転時は、適宜、吸気フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(ア) 可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において可搬型ディーゼル注入ポンプの機能を維持するための対策として、可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。</p> <p>a 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、体制を解除する。</p> <p>(イ) 可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となり蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合。</p> <p>(ウ) 可搬型ディーゼル注入ポンプフィルタコンテナのフィルタ取替・清掃 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプによる給水ができず可搬型ディーゼル注入ポンプを使用する場合において、可搬型ディーゼル注入ポンプの吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによる給水ができず可搬型ディーゼル注入ポンプを起動した場合。</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</p> <p>(フ) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、体制を解除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																									
	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、通信連絡手段を確保するため、通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機（以下「通信連絡設備用発電機」という。）より給電する。 火山影響等発生時において通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。 通信連絡設備用発電機の機能が喪失した場合には、火山影響等発生時の手順において最低限必要となる発電所内の通信連絡機能を確保するため、乾電池で使用可能な携帯型有線通話装置を使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>a 通信連絡設備用発電機による給電準備 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p>b 通信連絡設備用発電機による給電開始 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p>c 通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p> <p style="text-align: center;">火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1" data-bbox="1400 1052 2433 1934"> <thead> <tr> <th>作業手順 No</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>6</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>6</td> <td rowspan="2">2時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)等(現場)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続</td> <td>保修対応要員</td> <td>7</td> <td>2時間49分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水源切り替え</td> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)</td> <td>運転員(当直員)等(現場)</td> <td>2</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>逆止弁の弁体取り外し</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>2時間30分</td> </tr> <tr> <td>系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)</td> <td>運転員(当直員)等(現場)</td> <td>2</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプフィルタコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">通信連絡設備用発電機による給電準備</td> <td>保修対応要員</td> <td>4</td> <td rowspan="2">50分</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)等(現場)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>通信連絡設備用発電機による給電開始</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間 (1交換サイクル当たり)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>3</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業</td> <td>保修対応要員</td> <td>2</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分	2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	6	2時間 (1交換サイクル当たり)	運転員(当直員)等(現場)	4	3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分	4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水源切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等(現場)	2	1時間	逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分	系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等(現場)	2	30分	5	可搬型ディーゼル注入ポンプフィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)	6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員	4	50分	運転員(当直員)等(現場)	4	7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分	8	通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)	9	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分	10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間	11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 記載の適正化に伴う変更
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																							
1	ディーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続	保修対応要員	6	1時間50分																																																																							
2	ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	6	2時間 (1交換サイクル当たり)																																																																							
		運転員(当直員)等(現場)	4																																																																								
3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタコンテナ接続	保修対応要員	7	2時間49分																																																																							
4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水源切り替え	系統構成(逆止弁の弁体取り外し前)	運転員(当直員)等(現場)	2	1時間																																																																						
		逆止弁の弁体取り外し	保修対応要員	2	2時間30分																																																																						
		系統構成(逆止弁の弁体取り外し後)	運転員(当直員)等(現場)	2	30分																																																																						
5	可搬型ディーゼル注入ポンプフィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)																																																																							
6	通信連絡設備用発電機による給電準備	保修対応要員	4	50分																																																																							
		運転員(当直員)等(現場)	4																																																																								
7	通信連絡設備用発電機による給電開始	保修対応要員	2	10分																																																																							
8	通信連絡設備用発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃	保修対応要員	2	1時間 (1交換サイクル当たり)																																																																							
9	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料くみ上げ	保修対応要員	2	1時間50分																																																																							
10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	保修対応要員	3	2時間																																																																							
11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	保修対応要員	2	4時間																																																																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>ケ 噴火発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に5 cm を超える降下火砕物が確認された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>コ 施設管理、点検 保守第二課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、3.1 項から3.4 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、3.1 項から3.4 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、火山影響等発生時及び降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 ア 外部電源が第71条の運転上の制限を逸脱し、完了時間内に措置を講じることができない場合 イ 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があり、プラントの運転を継続できないと判断した場合 イ 降灰予報等を用いた手順着手の判断基準に基づき対応に着手し、かつ、第71条に定める外部電源3回線のうち、1回線が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線となった場合（送電線の点検時を含む。）又は全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3.7 その他関連する活動 (1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 新たな知見の収集、反映 原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>4 地 震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 波及的影響防止 (ア) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (イ) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備常設重大事故緩和設備を含む。）（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}及び溢水・火災の観点）を防止する。 ※1：耐震Bクラス及びCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処設備、並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。 a 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 b 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 c 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響 d 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響 イ 設備の保管 (ア) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊、溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。 (イ) 保修第二課長は、可搬型重大事故等対処設備等のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。 ウ 地震発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、以下の対応を行うとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (ア) 各第二課長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(イ) 技術第二課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、4.1項から4.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4.7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力管理部長、原子力建設部長及び原子力土木建築部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ 波及的影響防止</p> <p>原子力建設部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>ウ 地震観測及び影響確認</p> <p>(ア) 原子力土木建築部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握及び施設の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(イ) 原子力管理部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<h2>新規作成</h2>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>5 津 波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 津波の襲来が予想される場合の対応 (ア) 保修第二課長及び設備管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。 (イ) 技術第二課長、廃止措置運営課長、安全管理第二課長、廃止措置安全課長、保修第二課長及び設備管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (ウ) 発電第二課当直課長は、津波監視カメラ及び取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 イ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課（室、センター）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 ウ 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 エ 施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、浸水防止設備及び津波監視設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 オ 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的確認する。</p> <p>5.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例> 行う。</p> <p>5.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5.7 その他関連する活動 (1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 新たな知見の収集、反映 原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準津波の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

新規作成

変 更 前	変 更 後	備 考						
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>6 竜 巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 防災課長は、関係所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、関係所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 保守第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6.3 資機材の配備</p> <p>(1) 保守第二課長及び設備管理課長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する</p> <p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 飛来物管理</p> <p>(ア) 各課（室、センター）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材[*]よりも大きく竜巻防護施設に影響を及ぼすものについて、設置場所等に応じて固縛、固定、竜巻防護施設等からの隔離、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(イ) 各第二課長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散、固縛、固定又は建屋内収納を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備について、固縛、固定、竜巻防護施設等からの隔離又は建屋内収納を図ることで、設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(ウ) 防災課長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>(エ) 保守第二課長は、屋外の重大事故等対処設備のうち地震時の横滑り等を考慮して地震後の機能を保持するものについて、通常時は拘束せず固縛するよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">飛来物の種類</th> <th style="text-align: center;">鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">寸法 (m)</td> <td style="text-align: center;">長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">質量 (kg)</td> <td style="text-align: center;">135</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 防災課長は、車両に関して停車している場所に応じて固縛、竜巻防護施設等からの隔離、建屋内収納により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(イ) 防災課長及び発電第二課当直課長は、竜巻防護扉の閉止状態の確認を実施する。</p> <p>(ウ) 保守第二課長及び土木建築課長は、燃料取扱作業及びクレーンの作業を中止し、橋型クレーンについては、停留位置に固定する。</p> <p>(エ) 発電第二課当直課長は、屋外の重大事故等対処設備のうち地震時の横滑り等を考慮して地震後の機能を保持するものについて、たるみ巻取装置により固縛のたるみを巻き取ることで</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更
飛来物の種類	鋼製材							
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2							
質量 (kg)	135							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>拘束する。</p> <p>ウ 竜巻防護ネットの取付け及び取外操作 保守第二課長は、竜巻防護ネットの取付け及び取外操作を実施する。</p> <p>エ 固縛装置の取付け及び取外操作 各課（室、センター）長は、固縛装置の取付け及び取外操作を実施する。</p> <p>オ 代替設備又は予備品確保 保守第二課長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保や速やかな補修を実施する。</p> <p>カ 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>キ 施設管理、点検 (ア) 保守第二課長及び土木建築課長は、防護対策施設の要求機能を保持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (イ) 保守第二課長は、たるみ巻取装置の機能が喪失した場合、速やかに機能を復帰するための補修を行う。</p> <p>6.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6.7 その他関連する活動 (1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 新たな知見の収集、反映 原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 • 3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>7 火山活動のモニタリング等</p> <p>(1) 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の7.1項から7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(2) 原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な判断・対応を行う体制の整備として、次の7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>7.3 手順書の整備</p> <p>(1) 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動及び破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める</p> <p>ア 火山活動のモニタリングのための活動</p> <p>(7) 原子力土木建築部長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、第三者の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(イ) 原子力土木建築部長は、対象火山に顕著な変化が生じた場合、第三者の助言を得た上で、破局的噴火への発展性の評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(ウ) 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>a 対象火山の選定</p> <p>b 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた監視レベルの設定</p> <p>c 監視レベルの移行判断基準（マグマ供給率及び地殻変動）の設定</p> <p>d 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>e 定期的な評価及び対応（平常時～注意時）</p> <p>f 臨時の評価及び対応（警戒時～緊急時）</p> <p>g 公的機関への評価結果の報告</p> <p>h 新たな知見を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>イ 原子炉停止、燃料体等の搬出等の実施指示</p> <p>社長は、破局的噴火への発展の可能性があると報告を受けた場合、原子力管理部長に原子炉停止、原子力技術部長に燃料体等の搬出等の実施を指示する。</p> <p>ウ 原子炉停止の計画策定</p> <p>(7) 原子力管理部長は、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合における社長からの指示を受け、原子炉停止の計画を策定し、社長の承認を得た上で、原子炉停止に係る対応を所長へ指示する。原子炉停止の計画には以下を含める。</p> <p>a 発電機解列日</p> <p>b 原子炉停止日</p> <p>c 原子炉容器からの燃料取り出し完了期限</p> <p>(イ) 原子力管理部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、原子炉停止計画策定手順を定める。</p> <p>エ 燃料体等の搬出等の計画策定</p> <p>(7) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合における社長か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例> らの指示を受け、燃料体等の搬出等の計画を策定し、社長の承認を得た上で、燃料体等の搬出等に係る対応を所長へ指示する。燃料体等の搬出等の計画には以下を含める。 a 燃料体等の搬出優先順位 b 貯蔵方法の選定・調達 c 輸送方法の選定・調達 d 体制の確立 (イ) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、燃料体等の搬出等に係る以下の項目について事前に検討を行う。 a 貯蔵方法に関すること b 輸送方法に関すること c 体制に関すること (ウ) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、燃料体等の搬出等のための計画策定手順を定める。</p> <p>7.4 定期的な評価 (1) 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、7.1項から7.3項に基づき、火山活動のモニタリングのための活動及び破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備状況について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7.5 その他関連する活動 (1) 技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 原子炉停止及び燃料体等の搬出等の対応 (ア) 所長は、原子力管理部長及び原子力技術部長の指示を受け、原子炉停止及び燃料体等の搬出等の対応を技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長へ指示する。 (イ) 技術第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び発電第二課当直課長は、所長の指示を受け、原子炉停止及び燃料体等の搬出等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
新規作成	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>8 有毒ガス 防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の8.1項から8.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>8.1 要員の配置 (1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。</p> <p>8.2 教育訓練の実施 (1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的実施する。 (2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</p> <p>8.3 資機材の配備 (1) 防災課長及び安全管理第二課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>8.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (ア) 安全管理第二課長、保守第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項及びウ項の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (イ) 安全管理第二課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。 (ウ) 保守第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。 イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (ア) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。 (イ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。 ウ 施設管理、点検 保守第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center; font-size: 2em;">新規作成</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>8.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長は除く。）は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更 ・3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更 ・記載の適正化に伴う変更